

こっころカンパニー認定制度実施要領

こっころカンパニー認定制度を実施するに当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 こっころカンパニー認定要綱第3条（1）及び（2）の審査票は、別添のとおりとする。

第2 こっころカンパニー認定要綱第7条（3）の優遇措置は、以下のとおりとする。

- （1）県が実施する中小企業制度融資において、低利の融資を受けることができる。
- （2）県建設工事の入札参加資格審査での加点。
- （3）県建設工事の総合評価方式の評価項目への導入（ただし、評価項目の設定は発注者の裁量による。）。
- （4）県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査での加点。
- （5）県のホームページ・広報誌でのPR。
- （6）認定ロゴ・マークの使用。